

A 2 - 3 5

5年保存(常)  
(令和11年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 2 0 号

鹿 人 少 第 1 6 号

鹿 捜 一 第 2 8 号

鹿 組 対 第 1 3 9 号

令 和 6 年 2 月 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当 被害者支援係 Tel [REDACTED]

#### 犯罪被害者等に対する診断書等公費負担制度の実施要領について（通達）

犯罪被害者診断書等手数料支払制度については、「犯罪被害者等に対する診断書等公費負担制度の実施要領について（通達）」（令和元年7月8日付け鹿相第166号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、支払い対象となる費用に診断書取得に要する初診料を加えるなど旧通達の一部を見直し、下記のとおり運用することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年2月1日から施行し、旧通達は令和6年2月1日限り廃止する。

#### 記

##### 1 制度の趣旨

犯罪の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）は、犯罪被害に遭ったことによる肉体的・精神的被害に加え、診察、治療に係る費用等経済的負担も強いられている現状にあり、経済的困窮が理由で、刑事手続に必要な診断書を取得するための初診料を支払うことができず、被害の届出を断念することがあってはならない。

よって、犯罪の捜査に必要な診断書、死亡診断書又は死体検案書の手数料及び診断書取得に要する初診料（以下「診断書手数料等」という。）を公費で負担することにより、被害者等の経済的・精神的負担軽減を図るものである。

##### 2 支払対象

支払対象は、次に掲げる事件のうち署長が支出を必要と認めたものとする。

- (1) 犯人罪（未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（未遂を含む。）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（未遂を含む。）
- (4) 不同意性交等罪（未遂を含む。）
- (5) 不同意わいせつ罪（未遂を含む。）
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（未遂を含む。）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪
- (8) 逮捕等致死傷罪
- (9) 傷害致死罪

(10) 傷害罪のうち傷害の程度が全治1か月以上のもの。ただし、児童虐待事件で、署長が本部事件主管課長及び総務課長と協議して、公費支出をすることが妥当であると認める場合は、傷害の程度にかかわらず、支払の対象とする。

(11) 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪のうち、署長が本部事件主管課長及び総務課長と協議して、公費支出することが妥当であると認める罪

### 3 本制度の適用除外

被害者等が次のいずれかに該当する場合は、本制度を適用しないものとする。

(1) 被害者等が本制度の適用を希望しない場合

(2) 被害者に当初から被害申告の意思がない場合

(3) 被害者等が、被害申告の際、既に診断書等の手数料を支払っている場合

(4) 被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

(5) 被害者等に帰責事由が認められたり、公費負担することにより加害者を利する可能性があるなど公費支出することが社会通念上、適切でないと認められる場合

### 4 対象となる費用

診断書手数料等の実費とし、その他の診察、治療に係る費用は含まない。ただし、公費負担することが妥当であると認める児童虐待事件については、初診時に要する費用を含む。

また、初診料とは、診断書作成時の診察料であり、時間外、深夜及び休日診療の加算分も負担対象とする。

### 5 支払手続

(1) 支払は、原則として口座振替払いとする。

(2) 署長は、2に掲げる事件の発生に際し、公費を負担する妥当性について、本部事件主管課長と協議すること。

(3) 署長は、診断書手数料等の支払を認定した場合は、「犯罪被害者等に係る診断書手数料等の予算配賦について（依頼）」（別記様式）に必要事項を記載の上、医療機関から受領した請求書の写しを添付し、速やかに本部事件主管課長に申請すること。

(4) 本部事件主管課長は、(3)の申請に基づき、警務部会計課長へ予算令達を依頼すること。

(5) 各署から別記様式を受理した本部事件主管課は、その写しを警務部総務課被害者支援室に送付すること。

別記様式（5関係）

1年未満保存  
(年月日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

号外

年月日

殿

署長

担当		TEL	
----	--	-----	--

犯罪被害者等に係る診断書手数料等の予算配賦について（依頼）  
見出しことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

円  
事件被害者の 料（例：診断書、死亡診断書、死体検案書） 円  
初 診 料 円

2 事案の概要

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 被害者

(4) 被疑者（被害者との関係の有無）

(5) 概要

3 その他

医療機関からの請求書の写しを添付する。

